

輝く子育て応援金

宮田村に在住・転入される方々へ。輝く子育て応援金のお知らせです。

平成29年度から制度が変更になりました。

対象者の方には、固定資産税相当額を最長5年間交付いたします。

新たな制度の対象の方は

- ① 村内で住宅を新築、購入された方（建て替え除く）
- ② 平成28年1月1日以降ご夫婦で入居された方
- ③ 引き続き10年以上、宮田村に居住する意思をお持ちの方
- ④ 住宅の名義人とその配偶者の年齢が合わせて80歳以下の世帯または9歳（小学4年生）以下の子どもと同居する世帯

●平成27年12月31日までに入居された方は、すでに支給を開始しています。入居してから3年以内に子どもが生まれた場合は新たに対象になる場合がありますので詳しくは教育委員会へお問い合わせください。

●対象者の方には、固定資産税を納めていただいた後、同額を交付します。申請書は後日該当者へ郵送いたします。



宮田村イメージキャラクター
『みやさん』

お問い合わせ先
教育委員会 こども室 子育て支援係
TEL：0265-85-4128